

2018年度 千葉県社会福祉士会司法福祉委員会
刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会では、触法高齢者や障害者の権利擁護活動として、弁護士会と連携して福祉的支援につなげるマッチング支援事業を進めています。

今回の養成講座を学びの第一歩として、刑事司法という新しい領域に挑戦してみませんか。

日 時 2018年6月30日（土）12時30分～18時30分

7月 1日（日）9時00分～16時10分

会 場 千葉県弁護士会館（千葉市中央区中央4-13-9）

受 講 費 15,000円

定 員 40人（先着順）

受講対象 高齢者や障害者等の支援をしている社会福祉士

主 催 千葉県社会福祉士会

申 込 千葉県社会福祉士会ホームページに5月中旬頃掲載する申込書で申込みをしてください。

講 座 内 容		
	科 目	時 間
6月30日	再犯の現状と対策の今	12:30～14:00
	被害者支援	14:10～15:10
	刑事司法への社会福祉士の関わり	15:20～16:20
	刑事司法の流れ	16:30～18:30
7月1日	医療観察	9:00～10:30
	千葉刑務所での教育プログラム	10:40～12:10
	更生保護	13:00～ 14:30
	出口支援	14:40～ 15:40
	事例発表	15:40～ 16:10

注 1－修了要件として、原則として全課程を出席し、講座修了課題として「更生支援計画」を提出していただきます。

注 2－刑事司法ソーシャルワーカーとなるためには、刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）及び（応用編）を修了した後に千葉県社会福祉士会司法福祉委員会に登録することが必要です。

注 3－この研修は、認定社会福祉士制度の分野専門研修として申請をしています。

注 4－各講座の講師が決定した段階で、新たなチラシを千葉県社会福祉士会ホームページに掲載いたします。